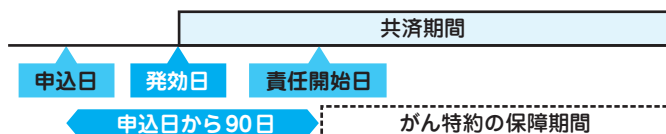


4. がん特約の責任開始日

がん特約には、発効日とは別に、責任開始日（がん特約の保障の開始日）があります。責任開始日は、申込日を1日目として申込日から91日目、または契約（基本契約）の発効日のいずれか遅い日をいい、この責任開始日からがん特約の保障を開始します。

※がん特約の共済金額を変更しない場合、または減額する場合の更改契約の責任開始日は、更改前の契約の責任開始日または更改後の契約の発効日のいずれか遅い日となります。ただし、「がん診断共済金付がん特約」から「がん治療共済金付がん特約」に更改した場合の責任開始日は、共済金額に関わらず、更改契約の申込日を1日目として更改契約の申込日から91日目、または更改後の契約の発効日のいずれか遅い日となります（「がん診断共済金付がん特約」から「がん治療共済金付がん特約」に更改(更新)した場合のご注意」(P.46)を合わせてご覧ください。



⇒契約（基本契約）が発効しても、申込日から90日間はがん特約の保障はありません。

掛金の払込猶予期間と契約の失効

2回目以後の掛金の払込猶予期間は、払込期日（発効当日の前日が属する月の末日）の翌日から3ヵ月です。払込猶予期間中に掛金が払い込まれない場合、契約は発効当日前日の24時にさかのぼって効力を失います（失効）。

- ※口座振替の場合、振替日に掛金の振替ができなかったときは、次の振替日に過去振替ができなかった掛金を合計して請求します。
- ※毎月の掛金の口座振替日は、ご加入の生協ごとに指定していますのでご注意ください。
- ※更新または更改契約の1回目の掛金の払込猶予期間も、これと同様です。
- ※新規契約の初回掛金の払込期日等については、「契約の成立と発